新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第60号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
(1)～(460)の２の４　（略）	(1)～(460)の２の４　（略）
(460)の２の５　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	
(460)の３　（略）	(460)の３　（略）
(460)の３の２　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
(460)の４・(460)の５　（略）	(460)の４・(460)の５　（略）
(460)の５の２　長期優良住宅容積率特例許可申請手数料	
(460)の６～(460)の12　（略）	(460)の６～(460)の12　（略）
	(460)の13　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料
	(460)の14　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料
(461)～(542)　（略）	(461)～(542)　（略）
(543)　銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料	(543)　銃砲刀剣類所持許可申請手数料
(543)の２　銃砲等又は刀剣類所持許可に係る認知機能検査手数料	(543)の２　銃砲刀剣類所持許可に係る認知機能検査手数料
(544)　猟銃及び空気銃講習手数料	(544)　猟銃等講習手数料
(544)の２　クロスボウ講習手数料	
(545)・(546)　（略）	(545)・(546)　（略）
(547)　銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え又は再交付手数料	(547)　銃砲刀剣類所持許可証書換え又は再交付手数料
(548)・(549)　（略）	(548)・(549)　（略）
(550)　猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料	(550)　射撃練習資格認定申請手数料
(550)の２～(550)の４　（略）	(550)の２～(550)の４　（略）
(550)の４の２　クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	
(550)の５～(585)　（略）	(550)の５～(585)　（略）

附　則

この規則中別表第460号の13及び第460号の14を削る改正は公布の日から、同表第460号の２の５、第460号の３の２及び第460号の５の２を加える改正は令和４年２月20日から、その他の改正は同年３月15日から施行する。